

## 第10回 久留米市立青峰・高良内小学校統合準備協議会

■日時：令和6年9月20日（金） 19：00～

■場所：青峰小学校 多目的室

### 1 協議事項

(1) 体操服等の補助事業について（案） - 資料1

### 2 報告事項

(1) 交流事業について - 資料2

(2) 通級指導教室について - 資料3

### 3 その他

○ 次回開催日程について

事務局：久留米市教育委員会 教育部総務  
電話：0942-30-9213 FAX:0942-30-9719  
メール: kyousou@city.kurume.lg.jp

## 協議事項(1) 体操服・給食服等の購入費補助について(案)

### 1 目的

青峰・高良内小学校の統合後に伴い、新たに高良内小学校で使用する体操服や給食服等を購入する必要がある児童保護者の経済的負担軽減を目的として、その必要経費を補助し、児童が安心して学校生活を送れるよう支援します。

### 2 対象品目及び数量

品名		数量	品名	数量
体操服	丸首半袖シャツ	1	水泳帽子 (R6年度1, 3~5年生)	1
	クォーターパンツ	1		
給食服	エプロン	1	名札	1
	帽子	1		
	エプロン入れ袋	1		

### 3 今後のスケジュール(案)

① 11月1日(金) 各ご家庭から学校への注文表提出  
~20日(水)

② 2月 体操服等の受け取り

※学校から各ご家庭に購入の希望調査を行います。また、学校取りまとめの上、業者へ一括発注を行いますので、保護者による費用負担は発生しません。

## 報告事項（1） 交流事業について

### 1 目的

児童が安心して令和7年度の統合を迎えられるようにする為に、通学路の確認をしたり、高良内小学校での交流活動を行ったりして、子ども達が互いを知り、新しい環境に慣れることを目的とします。

### 2 R6年度計画

- 1学期：全校での交流等
  - 2学期：低学年、中学年、高学年での交流
  - 3学期：学年ごとの交流。登校から下校まで実際に高良内小で授業を受ける。
- ※交流内容や日時などの詳細が決まりましたら、ご報告いたします。

	回数	月日	学年	時間	内容
1学期	1	4/19(金)	1~6年	午前中	歓迎遠足
	2	6/5(水)	1~6年	午前中	音楽鑑賞教室(校舎見学会含む)
	3	6/10(月)	1年	午前中	校外学習 (高良内小より徒歩で青峰小へ)
	4	6/11(火)	2年		
	5	6/25(火)	4年		
	6	6/26(水)	3年		
	7	6/19(水)	5年	午前中	田植え (青峰小より徒歩で高良内小へ)
2学期	8	9/17(火)	5年	午前中	稲刈り
	9	10/9(水)	5年	1日	水俣への社会見学
	10	10/24(木)	1,2年	④給食	給食+授業交流
	11	11/29(金)	3,4年	④給食	給食+授業交流
	12	*10月にレクリエーション(6年生:そば打ち体験交流)			
3学期	13	1月	1~5年	朝~放課後	授業交流 *登下校
	14	2月	1~5年	朝~放課後	授業交流 *登下校
	15	3月	1~5年	朝~放課後	授業交流 *登下校

※ ○数字は時間割(時限目)を表しています。

※ 日程は変更になる場合があります。

### 3 交流時の保護者参観

【現時点での予定】

- ・運動会
- ・2月実施交流日

※決まりを設けることがあります。詳細が決まりしだい、お知らせします。

### 4 保護者の交流(PTA主催)

- 1月の授業交流の時に実施する予定で計画しています。

## 報告事項（2） 通級指導教室の運営形態の見直し方針について

### 1 通級指導教室の現状

- ① 通級指導教室では、注意欠陥多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）、ことばの障害等がある児童生徒が通常学級に在籍しながら週1回90分程度の個別の専門指導を受け、通常の学級で円滑に過ごせるようになることを目指しています。
- ② 令和6年5月現在で、小学生297人・中学生16人の合計313人の児童生徒が指導を受けており、指導する教員29人を配置しています。
- ③ 久留米市の通級指導教室は、小学校5校（南薫・金丸・安武・善導寺・青峰）と中学校2校（江南・屏水）の「拠点校方式」で運営しています。（児童生徒は、在籍校から保護者の送迎で拠点校へ行き、指導を受けた後に在籍校へ戻ります）

#### 【参考】通級指導教室の運営形態

運営形態	概要	指導場所へ移動する者
自校通級	教員が各校に配置され、児童生徒は移動せずに指導を受けます。	なし
巡回指導	教員が児童生徒の在籍する学校を巡回し、児童生徒は移動せずに指導を受けます。	教員
拠点校方式	児童生徒は、在籍する学校の授業を抜けて、保護者の送迎で拠点校に行き、指導を受けます。	児童生徒 保護者

### 2 課題

- ① 拠点校方式は、自校通級や巡回指導と比べて受けられない授業が多くなります。また、保護者が日中送迎する必要があるため、負担解消の要望があります。
- ② 通級指導は、担任との連携が重要になりますが、拠点校方式は、担任がいる学校とは別の学校（拠点校）で指導が行われる場合があるため、難しい面があります。
- ③ 指導教員には、発達障害等の専門知識と経験が必要ですが、教員不足の中で配置できる教員は限られています。自校通級は、指導教員が各校に分散して配置されるため、配置人数が多くなり、教員同士の研修・学び合いが難しくなります。

### 3 国の動向

文部科学省は「児童生徒や保護者の移動負担を軽減し、在籍校という慣れた環境で安心して指導を受けられるようにするため、自校通級や巡回指導を一層促進させる」としています。

### 4 運営形態の見直しについて

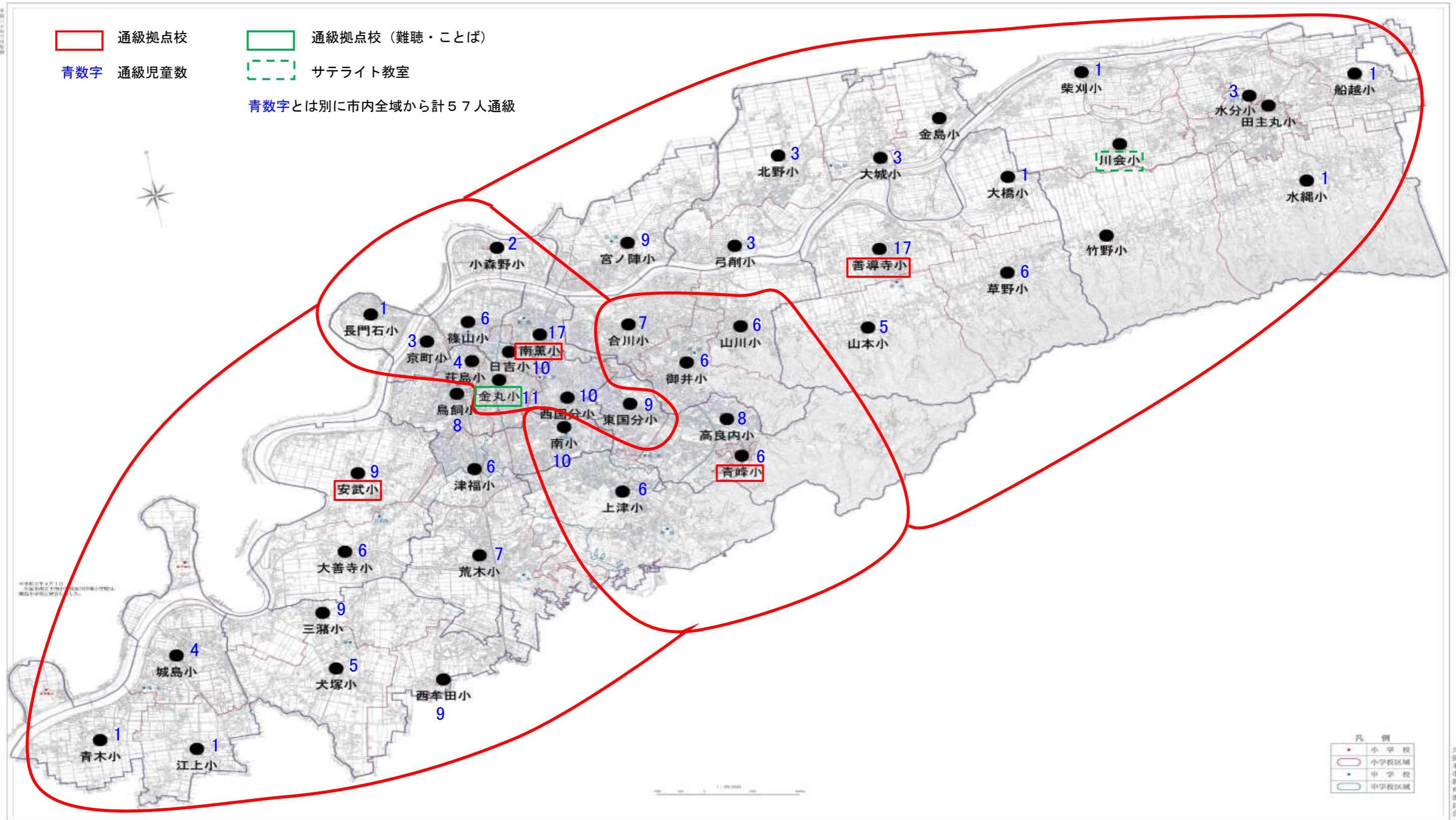
#### (1) 基本的な考え方

- ① 児童生徒が在籍校という慣れた環境で指導を受けられることや、児童生徒・保護者の送迎負担の軽減及び指導教員の確実な配置を図るため「拠点校方式」から「巡回指導」への移行を順次目指します。
- ② 巡回指導への移行にあたっては「通級を希望する児童生徒の動向」「指導力を有する教員の確実な確保」「施設面の対応」など多岐にわたる影響が想定されるため、十分な検証が必要です。
- ③ 巡回指導の実施にあたっては、希望者の増加も考えられますが、指導の質の確保の観点から、教員が的確に指導できる児童生徒数（法定定数・教員1人あたり13人）の範囲内において、毎年度の通級指導対象者を判定します。
- ④ 通常の学級の担任等に対する研修や通級指導教室の指導教員による相談対応等を通して、組織的な指導力の向上に努めていきます。

#### (2) 具体的な取組

- ① 小学校の拠点校である青峰小のせいほう教室については、青峰小が令和6年度末で統合するため、通級指導の体制を見直す必要があります。そこで、青峰エリアにおいて令和7年度から巡回指導を試行し、検証を行います。
- ② 具体的には、教員の配置校を東国分小とし、そこからエリア内の7校（高良内小・山川小・御井小・合川小・南小・上津小・東国分小）へ巡回し、各学校で指導します。
- ③ その他のエリアは、基本的には検証結果等も踏まえ、指導教員の確実な確保や施設面の対応が可能なエリアから巡回指導への移行を目指していきます。  
なお、全市が対象になる金丸小のこたばの教室は、障害特性等から児童生徒の集団指導が効果的である等の状況を踏まえ、市東部の川会小に続くサテライト教室の設置を検討します。

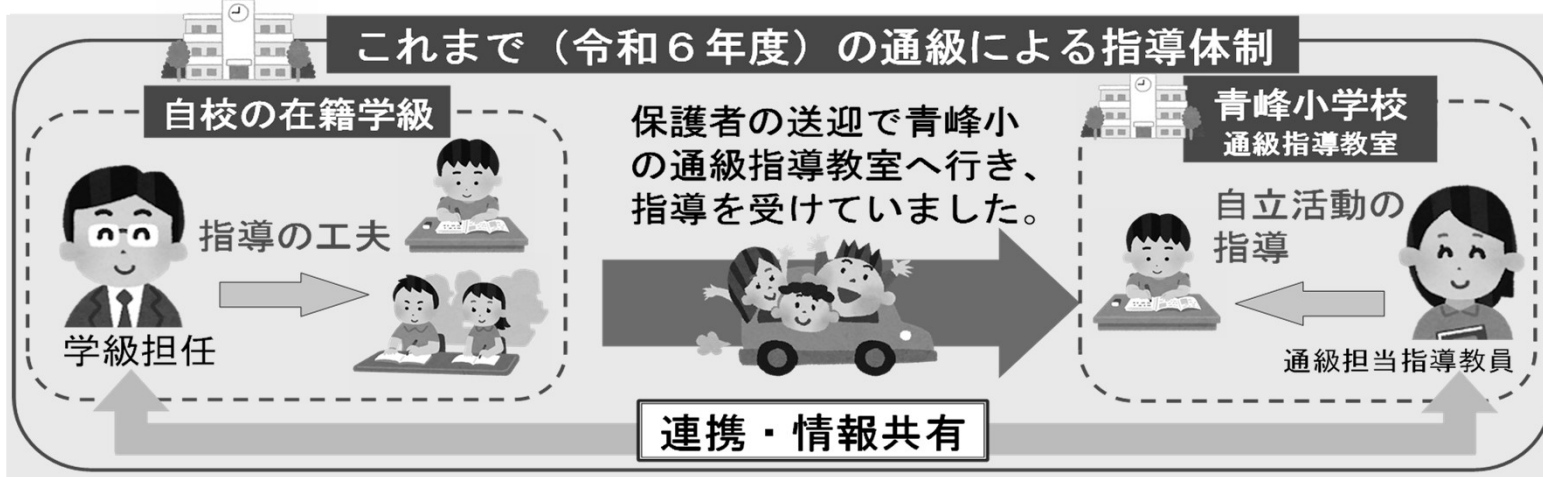
別紙 令和6年度の状況（小学校）



# せいほう教室エリアの通級による指導について

—令和7年度 東国分小学校に巡回拠点を開設します—

青峰小学校と高良内小学校の統合に伴い、令和7年度の「せいほう教室エリア」（東国分小・御井小・南小・合川小・山川小・上津小・高良内小）は、東国分小学校に「巡回拠点」を設置し、巡回指導を開始します。エリア内の通級対象児童については、自分の学校で通級による指導を受けることになります。



- ・巡回指導教員は、あらかじめ決められた曜日に担当の巡回校で勤務し、対象の児童の指導を行います。（巡回する日数は、指導する児童数や指導時間数に応じて調整し、決定します。）
- ・巡回拠点校においては、その学校の巡回指導教員が通級による指導を担当します。



## 面談・グループ学習について

久留米市における「通級による指導」では、指導の効果を高めるために、担当教員が保護者との面談や、グループ学習を実施してきました。令和7年度については、通級に通う児童の保護者や担当教員の意向を踏まえ、以下のとおり実施します。

		これまで（令和6年度）	令和7年度
面談	回数	毎週1回	2週間に1回程度
	時間帯	通級による指導の後	通級による指導日の放課後
	場所	青峰小学校	児童が通う学校
グループ学習	回数	月1回	学期に1、2回程度
	場所	青峰小学校	東国分小学校（巡回拠点校）

※ グループ学習は、巡回拠点校で実施しますので、送迎が必要です。また、グループ学習の際に、保護者へのペアレントトレーニングを実施します。その際は、巡回拠点である東国分小学校の保護者にも、来校していただく必要があります。ご理解とご協力をお願いします。